

# 著作物二次利用規定

2020年9月1日  
株式会社熊野新聞社

熊野新聞の記事・写真（著作物）の利用については、著作権法（第20条・第48条）で保護されています。紙面、ホームページに掲載された記事、写真、イラストなどを二次利用する場合は、熊野新聞社（以下、当社）の許諾が必要になります。また、利用規定が設けられていますので、利用規定の順守をお願いします。

## ■対象となる著作物

当社に著作権があるものに限り、コラムなどの依頼原稿、読者の寄稿など当社員以外の執筆者による著作物は、申請者が著作権所有者の許諾をとる必要があります。

## ■提供および許諾できない著作物

- (1) 新聞製本や写真ネガ、当社員以外の執筆記事、撮影写真。
- (2) 肖像権に抵触する恐れがある写真や、事件・事故などプライバシーに関わる記事・写真。
- (3) 裁判や政治活動、誹謗中傷などに使われる恐れがある場合。
- (4) その他、当社が不相当と判断した場合。

## ■二次利用の例

内部資料、自費出版、無料配布物、展示、営業営利出版、ホームページ掲載、新聞・雑誌・放送利用、その他商用利用と認められる物  
(個人の私的使用は対象外)

## ■利用手続き

利用を希望される方は、当社指定の「著作物二次利用許可申請書」を提出してください。原則として事前に当社ITシステム室に電話またはファクス、メールで問い合わせの上、申請書に記入し、署名・捺印し、提出をお願いします。

## ■使用料金

利用は原則として有料です。記事のコピー代および送料なども申請者の負担となります。詳しくは当社までお問い合わせください。

#### ■利用順守事項

- (1) 申請書に記入以外の目的には使用できません。
- (2) 使用の刊行物などには「熊野新聞社提供」「〇年〇月〇日付熊野新聞より」といったクレジットを必ず明記してください。
- (3) クレジット表記などの確認のため、発行物の提供をお願いします。
- (4) 著作物の使用に関して、個人のプライバシーには十分配慮してください。

#### 【二次利用料金】

##### ■基本料金（全て税抜き）

写真：1枚当たり 10,000円

記事：1本当たり 10,000円

##### ■提供方法（原則）

写真：JPEG形式の電子データ

記事：PDF形式の電子データ、紙面と同じレイアウト、データ加工は不可

#### ※料金の補足

- (1) 上記料金に消費税は含まれていません。
- (2) 個人でも営利目的の場合は法人等の適用になります。
- (3) ひとつの媒体で1回に複数の記事（写真）を使用する場合は、別途ご相談ください。
- (4) 電子データによる提供サイズはお問い合わせください。
- (5) 著作権保護期間が終了している著作物を提供する場合は、上記料金をデータ提供料として準用します。
- (6) 掲載日不明など当社にて検索が必要な場合は、別途検索料（税抜き 1,000円）が必要となります。
- (7) 写真の内容（希少写真など）によっては、上記料金が適用にならない場合があります。
- (8) 講演や研修などで利用する際も有料となります。詳細はお問い合わせください。

##### ■無料のケース

次の場合は無料となりますが、申請手続きは必要です。また、送料など実費分は申請者の負担となります。

- (1) NIE など学校教育に利用する場合。
- (2) 寄稿者本人の自分のホームページなどへの掲載。
- (3) その他、当社が認めた場合。

■免責事項

著作物の二次利用によって、申請者に何らかの損害が発生した場合、当社は一切の責任を負いかねます。

■当規定について

当規定は、予告なく変更する場合があります。

【問い合わせ先】

熊野新聞社 ITシステム室

電話：0735-22-8325 FAX：0735-28-1125

メールアドレス：admin@kumanoshimbun.com